

認定こども園 移行について

(説明会資料)



社会福祉法人鳥取福祉会
わかば台保育園

1 わかば台保育園はどう変わる？

1. 令和3年4月に**認定こども園**へ変わります
2. 令和3年3月までは引き続き保育園として運営します



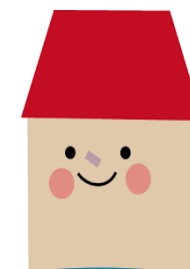
保育園
0歳～5歳

就労等により家庭保育が
出来ない保護者が利用



認定こども園
0歳～5歳

**幼稚園と保育園の機能を
持ち合わせた施設**



幼稚園
3歳～5歳

利用条件なし

2. 認定こども園とは？



3. 受入れ定員はどう変わる？

園運営形態	受入れ期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
わかば台保育園	令和3年3月31日まで	16名	24名	24名	32名	32名	32名	160名
			3号認定こども		2号認定こども			
(仮称) 認定こども園わかば台	令和3年4月1日から	15名	25名	25名	33名 (5名)	31名 (5名)	31名 (5名)	160名 (15名)
			3号認定こども		2号認定こども		1号認定こども	

受入れ人数については、待機児童や園の受入れ状況に応じて決定します

4. 保育所との違いは？

主な変更点

1. **1号認定の子どもの受け入れ**が始まります
2. 3歳～5歳の子どもについて、**保護者の就労状況に関係なく利用することが出来ます**
→(例) 2号認定で保育園を利用している場合、何らかの事情により、保育を必要としている事由が失われても、1号認定として施設を継続して利用することが出来ます
3. **子育て相談や親子の集いの場など、地域における子育て支援の機能が追加されます**
→(例) 普段施設を利用していない地域の子どもについても、子育て広場や育児相談等、地域の子育て支援を行います
4. **広域からの入所が可能となります**

5. 認定こども園の利用時間は？



6. 認定こども園の利用形態は？

	1号認定	2号・3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
受入れるこども	3歳～5歳	0歳～5歳	0歳～5歳
入園開始	入園開始 小学校始業式 4月1日	4月1日	4月1日
土曜保育	× → ○		
夏休み等保育	× → ○		
利用時間	8:30～14:00 → 7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
延長保育	× → ○ (実費徴収)	(実費徴収)	(実費徴収)
給食	5日間(月～金) → 6日間(月～土)	6日間(月～土)	6日間(月～土)
	赤字は鳥取福社会独自の措置。利用期間、利用時間を延長しています。		

7. 認定こども園の利用料金は？

項目	徴収額	備考
保育料	1号認定 無料（保育料無償化により） 2号認定 無料（保育料無償化により） 3号認定 鳥取市決定	前年度の市民税の所得割課税額により決定します
給食費	1号認定 4500円/月 2号認定 4500円/月 3号認定 保育料に含む	
延長保育料	(延長保育A) 18:00～19:00 250円/回 8回以上は 3000円/月 (延長保育B) 7:00～8:30 150円/回 5回以上は 700円/月 (延長保育C) 16:30～18:00 150円/回 5回以上は 700円/月	鳥取福祉会独自の措置により、 ・1号認定の方の延長保育B、延長保育Cは無料になります ・1号認定の方も延長保育Aが左記の金額で利用できます
預かり保育料	1号認定(預かり保育時間) 14:00～16:30 0円/時間	鳥取福祉会独自の措置により、 1号認定の方の預かり保育料は無料になります

8. 保育内容はどう変わる？

平成30年より『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』の統一が図られ、認定こども園、幼稚園、保育園のどの施設においても同じ内容の教育・保育内容が提供されています。

鳥取福社会では法人独自の特色ある保育の取り組みなども取り入れ、**より質の高い幼児教育・保育を提供していきます。**

9. 教育・保育について

幼保連携型認定こども園の指針に基づき、『生きる力』を育むとともに、義務教育やその後の『教育の基礎』を育成する。

理念	・一人一人の人権を尊重し、信頼と愛情を基調にして、地域に開かれた活力ある園を目指す
方針	・仲間と共に生き生きと活動し、心豊かでたくましい子どもを育成する
目標	・環境を通じて行う教育・保育を基本とし、生活や遊びを通じて生きる力を育成するよう努め、学びの基礎を培う。
めざすこども像	・あそびきる子ども

幼児期にふさわしい学び方は『遊び』です。子どもは『遊び』の中で人、もの、ことに会い、かかわりを広げたり深めたりして学んでいきます。子どもの興味や関心に基づいた自発的な活動や直接的な体験を大切にして、就学までに育てたい力を育みます。

10. 学びのカリキュラム

・遊びの体験から生まれる興味、関心、意欲は就学してからの学びを支えます。
様々な環境に積極的に関わりを持てるようにし、子どもの経験を広げます。



自然体験



英語保育



お茶



音楽教室



のびのびキッズ



食育活動



もじかず



(例)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3 運動会
5歳児年長クラス 10月のイメージ				自然体験	→	
4	5	6	7	8	9	10
自然体験	音楽教室		のびのび	英語	園外保育 →	
11	12	13	14	15	16	17
自然体験	のびのび		もじ・かず	食育デー →		
18	19	20	21	22	23	24
自然体験	園外保育	音楽教室	のびのび	英語	→	
25	26	27	28	29	30	31
自然体験	お茶	もじ・かず		食育デー	ハロウィーンパーティー(ごっこあそび) →	

よくある質問！

Q 認定こども園に移行することのメリットは？

【回答】

3～5歳児は、保護者が就労している、いないに関わらず園を利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解消されます。

【回答】

鳥取市内に在籍していなくても入所が可能となります。保育園は認可する市町村に在籍する児童が入所の対象となるため、園の近くに勤務地があっても鳥取市外に住んでいる方は入所出来ません。しかし、認定こども園では、居住地に関係なく広域からの入所も可能となり、幅広く利用することができます。

よくある質問！

Q 認定こども園に移行することのメリットは？

【回答】

「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての機能を担うため、地域の子育て支援の拠点として、必要な事業を展開し、子ども、子育てに関する支援を充実していきます。

Q 利用時間は変わるのか？

【回答】

現在、園を利用している方に関しては、保育の事由に変更がない限り、同じ時間(認定)で利用できます。2号認定(3歳～5歳)の方で1号認定を希望される方は変更が可能です。保育園へ申し出ください。

1号認定の方は8:30～14:00が基本の認定時間ですが、鳥取福社会独自の措置として、7:00～18:00までの利用が可能です。

よくある質問！

Q 利用料金は変わるのか？

【回答】

3歳以上児については保育の無償化に伴い保育料は無料となりますが、給食費は徴収となります。

0歳児～2歳児については、鳥取市の定める保育利用料(給食費含む)に沿って徴収いたします。金額は前年度の市民税の所得割課税額により鳥取市が提示します。

延長保育利用料は、現在の利用料と変わりありません。 *スライド7をご参照ください

1号認定の方について、認定時間外は延長料金が必要となりますが、鳥取福社会では延長の時間帯によっては無料となります。 *スライド5,7をご参照ください

Q 実費徴収で保護者負担が増えないか？

【回答】

保育活動の充実に伴い、必要に応じて実費徴収が発生する場合があります。

保護者の方のご意見も踏まえながら、保護者負担が増えないよう検討いたします。